

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年4月18日（月）午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長

それでは、第4回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

1番 小澤 哲男委員、2番 川邊 千秋委員、よろしくお願いいたします。
す。

各委員の発言の際は、マスクを着用のまま発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

これよりご報告させていただきます、各案件につきましては、農業委員会への通知や届出が提出された内容について、農業委員会での議決が必要ないことから、事務局でその都度処理をしておりますので、直近で開催される部会において、内容報告をさせていただくものになります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

これは、農地の賃貸借を貸人と借人が合意のもと、解約した場合に農業委員会へ通知されたものになります。

番号1から7で、件数は7件、面積は26,967.52㎡で、すべて田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

4ページから9ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

これは、農地の相続等により、所有権の権利を取得した時に、農業委員会へ届出がなされたものになります。

番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は56,764㎡で、その内訳は田が48,147㎡、畑が9,617㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

10ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1から番号3 一般個人住宅用地

番号4 農業用倉庫用地

以上、件数は4件、合計面積は1, 372㎡で、すべて畑でございます。

11ページから13ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移転させ、農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1、事業所、資材置場、駐車場用地

番号2、分譲住宅用地

番号3、一般個人住宅用地

番号4、共同住宅用地

番号5、駐車場用地

番号6、番号7、共同住宅用地

番号8、分譲住宅用地

番号9、資材置場用地

以上、件数は9件、面積は12,458.43㎡で、その内訳は田が3,581㎡、畑で8,877.43㎡でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

これは、あらかじめ、農業委員会に届出をすれば許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者は第三者との間に使用貸借権を設定し、農地以外にすることを目的に、農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1、一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地

番号2、一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は585㎡で、その内訳は田が563㎡、畑が22㎡でございます。

15ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

これは、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に1回、必要な要件を備えているか、事業の状況等について農業委員会に報告されたものになります。

番号1、____、主たる耕作物は花卉、耕作面積は、畑で5.8ha。

番号2、____、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で4.0ha。

番号3、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で9.2ha。

番号4、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で1.0ha。

番号5、____、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、畑で1ha。

番号6、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は田で9

3. 8 h a、畑が13. 6 h a、合計面積は107. 4 h a。

番号7、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で70 h a、畑が0. 5 h a、合計面積は70. 5 h a。

番号8、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で35. 4 h a、畑が2. 1 h a、合計面積は37. 5 h a。

番号9、____、主たる耕作物は小麦、耕作面積は、田で11. 3 h a。

番号10、____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は田で23. 4 h a、畑で0. 4 h a、合計面積は23. 8 h a。

以上、件数は10件でございます。

いずれの案件につきましても、農地所有適格法人の要件である

法人の形態要件として「株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかであること」、事業要件として「主たる事業が農業および農業関連事業であり、直近3か年の売上高の過半が、それらの事業であること」、議決権要件として「農地の権利を提供した個人や、法人の農業に年間150日以上常時従事する者等が、総議決権の過半をしめていること」、

役員要件として「法人の役員の過半の者が、法人の農業に原則年間150日以上常時従事する構成員等であり、役員または重要な使用人のうち一人以上が、原則60日以上農作業に従事していること」のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページから17ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

これは、農地を農地として売買する、生前贈与するなど、所有権移転が伴う場合は農地法に基づく許可を受ける必要があるため、申請されたものになります。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出伊倉津町砂入____、登記地目・現況地目とも畑、面積 571 m² 外2筆、合計面積 4, 226 m²、受人 ____、面積 130, 725 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号2、地区 片田、申請地 片田薬王寺町渡瀬____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 703 m²、受人 ____、面積 5, 085 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は生前部分贈与のためです。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田八之坪____、登記地目・現

況地目とも畑、面積 583㎡、受人 _____、面積 6,472㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町北神山血解____、登記地目・現況地目とも畑、面積 582㎡ 外2筆、合計面積 1,834.30㎡、受人 _____、面積 117,333㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方在住で維持管理困難のためです。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 83㎡ 外2筆 合計面積 1,451㎡、受人 _____、面積 8,848㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町中縄荒堀____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,994㎡、受人 _____、面積 18,723㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本塚田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,308㎡、受人 _____、面積 6,536㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は14,099.30㎡、このうち田が9,480㎡、畑が4,619.30㎡でございます。

全部効率利用要件として、機械や労働力が確保され、権利を取得する者等が保有する農地を含め全ての農地を耕作できるかどうか、農作業常時従事要件として、権利を取得する者が必要な農作業に常時従事できるかどうか、下限面積要件として、権利を取得する者などが許可後に耕作する面積として、別段の面積が設定されている区域もありますが、一般的に5,000㎡以上あるかどうか、地域との調和要件として、農地の集団化、地域の水利調整などに支障がないかどうかなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 片田、お願いします。

小澤委員	1 番、小澤です。問題ありませんでした。
議 長	番号 3、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番、喜多です。事務局と 8 日の日に現地を見て、別に問題ないので、事務局の説明のとおりで問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 番号 4、地区 安西。
竹尾委員	10 番、田中です。現地確認に行ってみいました。この方は、遠方の方で、当然、所有地の耕作などしておりませんし、現況見てまいりましたが、草がいつぱい生えてました。_____という方は、たくさん耕作をしてみえまして、逆に荒地が解消するのでいいことと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号 5 と 6、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番、竹尾です。8 日の日に現地確認をしました。5 番のほう、6 番も特に問題ありませんでした。
議 長	ありがとうございます。 番号 7、地区 椋本、お願いします。
竹尾委員	9 番、竹尾です。7 番につきましても、現地確認をしまして、問題ないと確認しました。
議 長	ありがとうございます。 番号 1 から番号 7 について、地元委員さんから異議がない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 1 号について、許可することに決定をいたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 農地法第 4 条第 1 項は、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。 なお、許可要件としましては、一般基準と立地基準の 2 つがあります。 一般基準とは、土地の効率的な確保という観点から、転用して農地以外にす

ることが確実と認められ、かつその目的が周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかを判断するものです。

立地基準とは、申請に係る農地の営農状況及び周辺の市街地の状況から判断するものです。また、立地基準は、保全すべき農地として転用を抑制する3つの区分（農用地、甲種、1種）、また基本的には転用が認められる2つの区分（第2種、第3種）、計5つに区分され、これを農地区分と呼んでいます。

転用につきましては、一般基準と立地基準、これら2つの基準を満たすことが必要になります。

番号1、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院竹之内____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 362㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫及び駐車場用地とするものです。昭和50年10月頃から荒地化していた農地に農業機械の倉庫を建設した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本百々____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 30㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。昭和57年頃に駐車場を整備する際に、今回の申請地が農地であることを知らずに工事を行った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は392㎡、田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲林院。

竹尾委員

9番、竹尾です。これにつきましても、現地確認をしました。今、説明していただきましたように、倉庫、それから駐車場として長年利用されております。
特に問題ないと確認しました。

議 長

ありがとうございます。
番号2、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員

9番、竹尾です。これについても、周りが駐車場になっておりまして、ここについても長年駐車場として利用されておることになっております。
特に問題ないと確認しました。

議 長	ありがとうございました。 番号の 1 から 2 について、地元委員さんから異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 2 号について、許可することに決定をいたします。 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19 ページから 22 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 農地法第 5 条第 1 項につきましては、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移動させ、農地を農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。 なお、許可要件としましては、先ほどの議案第 2 号の初めに説明しました内容と同様になります。 番号 1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町川端_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 249 m²、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 次の番号 2 の案件と合わせて一体利用いたします。 また、許可証の交付につきましては、都市計画法第 43 条との同時許可となります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 雲出、申請地 雲出島貫町川端_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 249 m²、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 さきに説明いたしました番号 1 の案件と同じく、申請地を一体利用します。こちら、許可証の交付は都市計画法第 43 条との同時許可となります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 一身田、申請地 一身田豊野こノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 290 m² 外 2 筆、合計面積 2,260 m²、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は 1,191.22 m²、パネルの設置率は 52.7 % になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町南浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 952㎡ 外6筆、合計面積 3,059㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,242.94㎡、パネルの設置率は40.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町南浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,166㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は433.22㎡、パネルの設置率は42.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田岡崎____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 604㎡ 外12筆、合計面積 5,326㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

平成10年頃から申請地を山林化してしまった旨の始末書の提出があります。

パネル設置面積は3,342.01㎡、パネルの設置率は62.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田岡崎____、登記地目・現況地目とも畑、面積 727㎡ 外5筆、合計面積 2,769㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は3,342.01㎡、パネルの設置率は79%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田井尻____、登記地目・現況地目とも畑、面積 842㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

この案件につきましては、先ほど説明いたしました番号7にも関連し、同社が行う太陽光発電施設の建設工事に係る資材等を置く資材置場用地とします。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 村主、申請地 安濃町今徳北出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 36㎡ 外1筆、合計面積 293㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 辰水、申請地 美里町船山野中____、登記地目・現況地目とも田、面積 617㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は16,830㎡、このうち田が3,160㎡、畑が13,670㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の意見を伺います。

番号1、2、地区 雲出、お願いします。

下井委員

3番、下井です。この土地につきましては、去る4月8日、現地確認いたしまして、特に問題ないということでオーケーです。以上です。

議 長

番号3、地区 一身田、お願いします。

田村委員

4番、田村です。4月8日の日に現地確認を行いました。隣地で耕作している関係で、業者の方にもいろいろ注文して持っていただきましたけれども、申請自体には問題ありません。

あと、地元推進委員にも意見を伺いました。特に意見ないということで、事務局説明どおりですので、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。まだまだ太陽光の施設用地がたくさん出てくると思います。現地を確認の際には、1年に何度か草刈りをする、それから防草シートを敷くとかいうふうなことを説明が行政書士なり事業者等からあろうかと思います。その辺も詳しく確認をしていただいて、排水関係、その辺はほぼ自然浸透式というふうなことをおっしゃられると思いますが、その辺も十分に留意されまして現地確認のほう、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

番号4と5、地区 大里、お願いします。

若林委員

5番、若林です。4月8日の日に現地確認、事務局とさせていただきました。

が、問題はないということで、いいと思います。

議 長 ありがとうございます。
番号6から番号8まで、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。8日の日に現地確認しましたが、別に問題ありませんので、事務局の説明のとおり、よろしくお願いします。

議 長 番号9、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番、横山です。4月8日に事務局並びに農業委員の方と現地確認させていただきました。問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。
番号10、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。現地確認をさせていただいたところ、何も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から10について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページ、お願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。
これは、土地所有者が第三者との間に使用貸借権を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。
なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様となります。

番号1、地区 藤水、申請地 垂水足田_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 715㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、三重県発注の継続事業である2級河川堆積土砂撤去工事に伴う資材置場用地として申請地を一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域区域内農地となりますが、不許可の例外に当たる一時的な利用に供されることから、妥当なものと判断されます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号 1、地区 藤水、お願いします。

下井委員 3 番、下井です。この農地につきまして、4 月 8 日の日に現地確認いたしまして、特に問題ないということであります。
ただ、ちょっと私のほうから一言、意見を述べたいと思います。
この農地は、農振指定されていまして、周りが優良農地です。それで、この土地につきましては、10 年以上前から一時転用ということで土木資材置場になっております。それで、一時転用期限が切れますと、また申請出してということで、ずるずるときているわけです。
ですから、私としましては、優良農地なので、元の畑に戻してもらえたらなという思いであります。そのためには、また別の代替地が要るかなということにもなるのですが、その辺は地主さんがどういう考えを持っておられるのか分かりませんが、いつまでも一時転用許可をずっとするのはどうかなという思いであります。
以上です。

議 長 一時転用は、一応 3 年期限ということですが、これはその申請、手続関係、またお金要るわけです。だから大変だ。地権者の方で持つと思いますけれども、これは大変やと思うんです。これは永久的に、今、下井委員のおっしゃるように戻すか、それか永久的にもう転用してしまうかというような 2 つに 1 つやと思うんです。大変負担がかかるかなというふうに思います。地元の方も大変かなというふうには思いますけれども、こうやって一時転用の中で、3 年、3 年で逃げていかれる方法もありますので、これもちょっとそれ以上のこと申し上げられませんので、ご理解いただきたいなと思います。

番号 1 について、地元委員さんからの意見でございます。皆さん、いかがでしょうか。ほかありませんか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第 4 号について、許可をすることに決定いたします。
次に、別冊でお配りしました議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
こちらの資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で76, 139㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6, 540㎡、契約件数は27件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で30, 139㎡、契約件数は13件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で94, 452㎡、畑の賃貸借で1, 882㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20, 694㎡、畑の使用貸借で644㎡、契約件数は11件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12, 403㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13, 008㎡、契約件数は13件でございます。

以上、合計で、田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて246, 835㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で合わせて9, 066㎡、合計契約件数は84件、合計面積は255, 901㎡となっております。

次に、その下の認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区13件、河芸地区7件、安濃地区13件、芸濃地区8件、美里地区1件で、合計は42件、合計面積は160, 639㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で62.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、今回は該当がございませんでした。

今回、提出をさせていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

今、事務局説明がありましたように、まず初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をいただきます。

まず、整理番号2-11から2-13についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	この件について、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	続きまして、整理番号４－９及び４－１０についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件について、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	続きまして、整理番号５－３についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件について、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	それでは、引き続き、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、議案第５号について、全て適正であること認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第４回第１農地部会を終了いたします。

午前１０時４１分

上記は、第４回第１農地部会の議事を録したものである。

令和４年４月１８日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____